



在宅介護応援ほーむ事業補助制度



R5. 4. 1 現在

目的	高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進する。
対象者	市内の住所地で、本人又は同一世帯員、市内に住所を有する親族が所有する住宅に居住している以下の方 ア. 要介護または要支援の認定を受けている方 イ. 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳の障害の程度欄が A の方 ウ. 65 歳以上の高齢者
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 ・ 居室及び廊下等の改造 ・ トイレの改造 ・ 浴室の改造 ・ 玄関の改造 ・ 段差解消機及び階段昇降機の設置 ・ ホームエレベーターの設置 等
補助基準額	50 万円以上の補助対象工事
補助率	3 分の 1 (ただし、上限 30 万円)
補助の申請	<p><申請> 申請書に以下の書類を添えて、工事に着手する前に申請してください。 ・ 工事にかかる設計図書 (図面) 及び現況写真 ・ 工事にかかる見積書 ・ その他市長が必要と認めた書類</p> <p><提出先> 糸魚川市福祉事務所介護保険係</p> <p><申請～完了までの流れ></p> <pre> graph LR A[申請] --> B[交付決定※] B --> C[工事着手] C --> D["(着工届)"] D --> E[工事完了] E --> F["(工事費支払)"] F --> G[完了報告] G --> H[補助金支払] </pre> <p>※申請額が予算を超える場合は、対象者ア、イの方を優先、ウの方は年齢の高い順に予算の範囲内で決定します。</p>
その他	介護保険の住宅改修や県の高齢者障害者向け住宅整備補助事業と併用することができます。(対象工事費はそれぞれの制度の限度額までとなります)

【問合せ先】

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号

糸魚川市福祉事務所 介護保険係

電話 552-1511 FAX552-8250

E-mail: fukushi@city.itoigawa.lg.jp